

陳情 第24号

受付 平成28年11月18日

付託 平成28年11月29日

取手市議会議員細谷典男氏を辞職又は除名とすることを求める陳情

・陳情趣旨

取手市議会細谷典男議員は平成28年3月17日、議会運営委員会委員として陳情第6号の審査に際し、公職選挙法第105条が定める当選証書授与について、選挙長による指定日時に欠席し、“当選証書とバッチ、一体のものとして、議員としての効力が発生した結果だ”と発言記録されているが当選証書は議員身分を証明する法的根拠の文書であって議長より任意で貸与されるバッチとは一体となるものではなく、権力欲の塊のような発言と不遜な考えの議員は議員身分を返上することが妥当と考える。

同議員は平成28年9月16日、同委員会委員として出席していた会議を同日、午後早退欠席し、自身の報告会を優先した事実が議事録に記録されている。その結果について、平成28年10月15日付、議会報ひびき10ページに同委員会委員を辞任したと記録されているが議員は市民より議員の職を遂行することを負託され議会活動が最優先の職務を放棄した行為は職場放棄でもあり、自身の選挙活動を優先したことになり、許されるものではないと同時に平成28年10月24日、議員全員協議会において、政務活動費の使い方について、“議員の裁量”と主張しているが議会会議規則によれば議会における裁量権の及ぶ範囲は議長名によるものと法令はそのことを定めているもので個々に裁量権を振り回す議員は一部市民にえられたとは言え市民全体にとって、何の役にたつのでしょうか。性善説が通用しない議員等に適用できるものではないことを取手市を含む、多くの自治体の議員等が証明している事実である。更に平成28年11月12日、藤代庁舎会議室で実施された議会報告会建設経済常任委員会委員として市民が主張した意見に対し、人権にかかわる誹謗中傷する言葉で恫喝した政治責任、これらの行為は制度や法令によって行政をチェックする議員が自ら制度や法令を無視する議会活動は許される行為ではない。よって細谷典男議員が気付き辞職すべきところ議会として除名とすべき手続きをされることを求める陳情です。

・陳情事項

細谷典男議員の辞職又は除名の手続きを議会としてすること。

1. 議員本人が辞職すること。
2. 議員本人が辞職しない場合除名処分とすること。
3. 所属する会派の責任の調査。

以上陳情する。個人情報については公開することを可とする。

平成28年11月18日

陳情者

住所 取手市米ノ井126-38

氏名 坂巻 弘始

取手市議会議長 佐藤 清 殿